

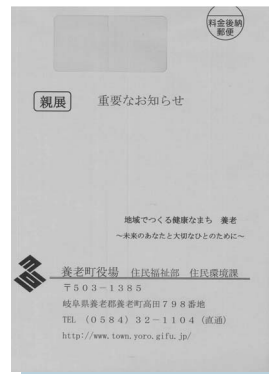
特定健診はもう受診されましたか？

特定健診は、あなたが生活習慣病に近づいていないかを早期発見するための重要な健診です。症状が現れにくい病気だからこそ、健診を毎年受診し続けることで、体の変化に素早く気付くことができます。前回は異常がなかったからと健診を先延ばしにしてしまうと知らぬ間に悪化していることも考えられます。

新型コロナウイルス対策による活動自粛でカラダに変化があるかもしれません。一年に一度、自分のためだけでなく家族のためにも是非受診しましょう。

- 対象者 40歳～74歳までの養老町国民健康保険加入者
(人間ドックの助成を受ける人は対象外となります。)
- 実施場所 町内医療機関、保健センター(12月2日(水)、3日(木))
- 受診期間 8月31日(火)まで
- 持ち物
 - ・受診票(対象者にはすでに送付しています)
 - ・国民健康保険被保険者証

※ 受診票の再発行は役場 住民環境課または保健センターまで



人間ドックを受診された人は

養老町国民健康保険に加入中の40歳～74歳で、特定健診を受けずに人間ドックを受診した人は、人間ドック検査料の助成を受けられます。対象の人は住民環境課で申請してください。

- | | |
|--|---|
| ■対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・養老町国民健康保険加入中の40歳～74歳の人 ・今年度の特定健診を受診していない人 ・人間ドックの受診日から6カ月以内の人 ・検査項目が特定健診の検査項目を満たしている人 ・国民健康保険税の未納がない人 ・他の医療保険からの助成を受けない人 | ■必要書類 <ul style="list-style-type: none"> ・養老町国民健康保険被保険者証 ・人間ドック検査料領収書 ・人間ドック検査結果表 ・印鑑(朱肉を使用するもの) ・振込先のわかるもの |
|--|---|

- 助成金額
人間ドック検査料の半額とし、上限2万円



☎ 住民環境課 32-1104
町保健センター 32-9025

ジェネリック医薬品を利用しましょう！

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、特許期間が満了した新薬(先発医薬品)と同じ有効成分を使用し、品質、効き目が同等な医薬品です。味や形状を飲みやすく改良されているものもあります。国の基準、法律に基づいて製造・販売されており、安全に使っていただけます。新薬よりも開発費が少ない分、価格が抑えられるため、お薬代の節約にもつながります。



ジェネリック医薬品に変更するには？

医師や薬剤師にご相談ください。直接言いにくい場合は、“ジェネリック医薬品希望シール”を保険証やお薬手帳に貼って提示する方法もあります。養老町の国民健康保険に加入されている人は新しい保険証に同封していますので、ご活用ください。

※治療内容によっては、ジェネリック医薬品を利用できない場合があります。

☎ 住民環境課 32-1104